

(別紙2)

令和6年1月23日

総務大臣  
松本剛明殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁

答 申 書

令和5年11月22日付け諮問第3174号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見等及びそれに対する考え方  
(審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間: 令和5年11月23日(木)～同年12月22日(金)(案件番号:145210200)  
再意見募集期間: 令和5年12月27日(水)～令和6年1月12日(金)(案件番号:145210216)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 13件 (法人:11件)

再意見提出者 4件 (法人:3件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。  
※意見及び再意見については要約を付しています。  
(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	株式会社アイ・ピー・エス・プロ	株式会社NTTドコモ
2	株式会社コムスクエア	ソフトバンク株式会社
3	個人A	KDDI株式会社
4	フリービット株式会社	個人C
5	株式会社NTTドコモ	-
6	東日本電信電話株式会社	-
7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	-
8	ソフトバンク株式会社	-
9	西日本電信電話株式会社	-
10	楽天モバイル株式会社	-
11	中部テレコミュニケーション株式会社	-
12	KDDI株式会社	-
13	個人B	-

ビル&キープ方式の導入(「選択可能化」、「原則化」等)について

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定電話網のIP網への移行後には、全事業者一律・公平にビル&amp;キープ方式を採用することが最適。引き続き検討を進めるべき。</li> <li>● 本省令案は、全事業者一律・公平にビル&amp;キープ方式を採用するためのステップとして、一定の意義がある。</li> <li>● 固定電話市場全体が、「競争フェーズ」から、「維持・縮退フェーズ」に移行している中、音声接続に係る規制については必要最小限であるべき。他の既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討することが望ましい。</li> </ul>	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市場の縮小傾向、固定電話網のIP網への移行、トラヒック・ポンピングの出現等の音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&amp;キープ方式導入が望ましい。</li> <li>● 本省令案は、まずは部分的な導入を図る方策として制度整備を進めるものであり、意見前段及び中段に賛同。</li> <li>● 本省令案は、接続料の算定等に関する研究会(以下「研究会」という。)における議論等を踏まえれば、指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&amp;キープ方式が選択可能になるものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップではない。</li> <li>● ビル&amp;キープ方式の原則化は、適切なコスト回収の原則から逸脱する点、契約者数の多寡により有利・不利になり健全な競争に悪影響を及ぼす点に問題があり、適切ではない。</li> </ul>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 当社としては、対称・対等な接続関係となるIP網移行後においては、着信接続料の高止まり抑止及び規制対応コスト・運用コストの最小化を図る観点から、全事業者一律・公平にビル&amp;キープ方式を採用することが最適と考えており、当該方式の原則化に向けて引き続き検討を進めるべき</p>	<p>○ 指定電気通信設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討がなされ、累次のルール整備が図られてきたところ、音声トラヒックは直近10年で25%減少し、今後も市場は縮小傾向にあります。また、固定電話網のIP網への移行や、トラヒック・ポンピングの</p>	<p>○ 意見については、ビル&amp;キープ方式の選択可能化に賛同の御意見として承ります。 ○ なお、ビル&amp;キープ方式を原則化することについては、研究会第七次報告書において、丁寧な議</p>	<p>無</p>

<p>と考えます。</p> <p>○ 今回の改正案について、全事業者で一律・公平にビル&amp;キープ方式を採用するためのステップとして、まずはビル&amp;キープ方式の部分的な導入を促すために、指定設備設置事業者においてもビル&amp;キープ方式の導入が可能となる点において、一定の意義があると考えます。</p> <p>○ なお、当社としては、固定電話市場全体が、顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行している中、音声接続に係る規制については必要最小限であるべきと考えており、事業者全体の対応コスト・運用コストを最小化する観点から、他の既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討することが望ましいと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>	<p>出現等、様々な音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&amp;キープ方式導入が望ましいと考えます。</p> <p>○ 今般の省令改正では、まずは部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とする制度整備を進めるものであり、左記意見<small>(注：意見1(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社意見)1点目及び2点目)</small>に賛同致します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ ビル&amp;キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&amp;キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&amp;キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&amp;キープ方式を強要することは無理があると思われる、選択制とすることが良い。その上で、ビル&amp;キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&amp;キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&amp;キープ方式は、接続し合う事業</p>	<p>論が必要であり、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当と整理されたとおり、総務省においては、関係事業者の意見も踏まえつつ、丁寧な議論を進めていくことが適当と考えます。</p>
---	---	--

	<p>者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&amp;キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&amp;キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案についてはあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&amp;キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&amp;キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律</li></ul>		
--	--	--	--

	<p>採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビル&amp;キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点（特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる）</li> </ul> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市場の縮小傾向、固定電話網のIP網への移行、トラヒック・ポンピングの出現等、様々な音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&amp;キープ方式導入が望ましい。</li> <li>● 部分的導入を図る方策として本省令案に賛同。</li> </ul>	<p>再意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則化に反対等の意見(再意見1中、ソフトバンク株式会社再意見と同旨)。</li> </ul>	<p>考え方2</p>	
<p>○ 指定電気通信設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討がなされ、累次のルール整備が図られてきたところ、音声トラヒックは直近 10 年で 25%減少し、今後も市場は縮小傾向にあります。また、固定電話網のIP網への移行や、トラヒック・ポンピングの出現等、様々な音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で事業者</p>	<p>○ ビル&amp;キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&amp;キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&amp;キープ</p>	<p>○ 意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 意見及び再意見中、ビル&amp;キープ方式の原則化に関する御意見については、考え方1の後段のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>間協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&amp;キープ方式導入が望ましいと考えます。</p> <p>○ 今般の省令改正では、まずは部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とする制度整備を進めるものであり、賛同致します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&amp;キープ方式を強要することは無理があると思われる、選択制とすることが良い。その上で、ビル&amp;キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&amp;キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&amp;キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&amp;キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&amp;キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案について</p>		
---	--	--	--

	<p>はあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&amp;キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&amp;キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点</li> <li>・ ビル&amp;キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点（特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる）</li> </ul> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定電話網のIP網への移行後においては、稼働や専門人材の維持確保及び精算システム等のコストの削減、利用者料金設定の柔軟性向上等の効果を最大化するためにも、全事業者一律にビル&amp;キープ方式を採用することが最適。</li> <li>● 本省令案は、全事業者一律導入に向けたステ</li> </ul>	<p>再意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則化に賛成等の意見(再意見1中KDDI株式会社再意見と同旨)。</li> <li>● 原則化に反対等の意見(再意見1中ソフトバンク株式会社再意見と同旨)。</li> </ul>	<p>考え方3</p>	



<p>ップとして、制度整備及び合意基準の明確化が図られる点で意義ある改正と受け止め、賛同。</p> <p>● 一方、ビル&amp;キープ方式に係る利用者料金設定の位置付けについては、ビル&amp;キープ方式の導入によりユーザ約款及び接続協定の既存の規定等に影響を及ぼさないよう、事業者間での確認・対応が必要。</p>			
<p>○ 当社としては全事業者間の接続形態が2社間の直接接続となり、相互に着信接続料を負担し合う対称な関係性となるIP網への移行後においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者間の毎月の接続料精算、毎年の交渉/遡及精算に要する稼働や専門人材の維持確保及び精算システム等のコストの削減</li> <li>・ サービスの原価がすべて自社でコントロール可能(自網コストのみ)となることによる、利用者料金設定の柔軟性向上</li> </ul> <p>等の効果を最大化するためにも、全事業者一律にビル&amp;キープ方式を採用することが最適と考えます。</p> <p>○ その上で、今回の改正案は、全事業者一律導入に向けたステップとして、指定設備設置事業者におけるビル&amp;キープ方式の採用を可能とするための制度整備及び合意基準の明確化が図られる点について、意義のある改正と受け止め、これに賛同いたします。</p> <p>○ 一方で、ビル&amp;キープ方式を採用する場合の利用者料金設定について「当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業</p>	<p>○ 指定電気通信設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討がなされ、累次のルール整備が図られてきたところ、音声トラヒックは直近10年で25%減少し、今後市場は縮小傾向にあります。また、固定電話網のIP網への移行や、トラヒック・ポンピングの出現等、様々な音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&amp;キープ方式導入が望ましいと考えます。</p> <p>○ 今般の省令改正では、まずは部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とする制度整備を進めるものであり、左記意見<small>(注:意見3(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社意見)1点目及び2点目)</small>に賛同致します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ ビル&amp;キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&amp;キープ方式の下では、各事業者の契約者数</p>	<p>○ 意見及びKDDI株式会社再意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 意見及び再意見中、ビル&amp;キープ方式の原則化に関する御意見については、考え方1の後段のとおりです。</p> <p>○ 意見後段での御指摘については、接続約款の認可申請・届出や接続協定の変更等に係る事業者間協議において、関連する規定や契約約款等との関係も含め、適切に整理されることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>

者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）と位置付ける点については、事業者間の接続料精算方法であるビル&キープ方式の導入によりユーザ約款および事業者間の相互接続協定の利用者料金設定に関連する既存の規定内容等に影響を及ぼすことが無いよう、事業者間での確認・対応が必要になると考えます。

（例）第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款）

（責任の制限）

第 84 条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、相手方の責めに帰すべき事由（他の協定事業者の宅内スプリッタ、局内スプリッタ又は配線設備の原因により接続が行われなかった場合を除きます。）により自己の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その費用の負担について協議するものとします。

3 当社又は協定事業者は、利用者料金が役務区間単位料金である場合において、相手方がその契約者の責めによらない事由により接続を行

が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われる、選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事

<p>わなかったときは、それぞれの契約約款等で定めるところによりその契約者に対し自己の電気通信サービスに係る料金の支払いを要しないこととします。この場合において、当社又は協定事業者は、その支払いを要しないこととした料金額について、相手方に対し求償しないものとします。</p> <p>→ビル&amp;キープ方式導入のために「役務区間合算料金」から「役務区間単位料金」(いわゆるぶつ切り)に変更する接続形態の呼について、従前どおり第2項の対象とするのか、あるいは第3項の対象へと変更するのか、事業者間での確認・対応が必要となる</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案についてはあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&amp;キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&amp;キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点</li> <li>・ ビル&amp;キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点(特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる)</li> </ul> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本省令案に賛同。</li> <li>● 新規参入事業者の参入障壁を下げる意味で</li> </ul>	<p>再意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則化に反対等の意見(再意見1中、ソフトバンク株式会社再意見と同旨)。</li> </ul>	<p>考え方4</p>	

<p>も、原則、全呼種を対象としてビル&amp;キープ方式とすることが業界全体として適切であり、議論を加速することを要望。</p> <p>● 指定設備設置事業者同士のビル&amp;キープ方式の導入後の利用者料金について、総務省において注視することを希望。</p>			
<p>○ 本件は指定電気通信設備を設置する電気通信事業者についてのビル&amp;キープ方式の選択制と理解しておりますので弊社として賛同いたします。</p> <p>○ 新規参入事業者の参入障壁を下げるという意味でも、従前より弊社が要望しているとおり、原則ビル&amp;キープ方式とすることが業界全体として適切であると考えております。同時にビル&amp;キープ方式に含まれる呼種についても原則全呼種を対象とすることが適切であると考えております。今回の事業法一部改正についてはその実現に向けたステップであると承知しておりますが、その先の原則ビル&amp;キープ方式の導入、対象を原則全呼種とすることについても議論を加速していただければ幸いです。</p> <p>○ また、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者同士のビル&amp;キープ方式の導入については、その結果出てくるエンドユーザ向け料金が業界の実質的なスタンダードとなる可能性が高いと思われますので、御省の方でよく注視していただくことを希望します。</p> <p>(フリービット株式会社)</p>	<p>○ ビル&amp;キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&amp;キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&amp;キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&amp;キープ方式を強要することは無理があると思われる、選択制とすることが良い。その上で、ビル&amp;キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&amp;キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&amp;キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や</p>	<p>○ 意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 意見後段及び再意見については、総務省において今後の検討の参考にすることが適当と考えます。</p> <p>○ 意見及び再意見中、ビル&amp;キープ方式の原則化に関する御意見については、考え方1の後段のとおりです。</p>	<p>無</p>

	<p>「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&amp;キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&amp;キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案についてはあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&amp;キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&amp;キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点</li><li>・ ビル&amp;キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような</li></ul>		
--	---	--	--

	<p>制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点（特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる） （ソフトバンク株式会社）</p>		
--	---	--	--

ビル&キープ方式に関する接続約款上の措置等

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ビル&amp;キープ方式の採用に当たっては、次の点に留意する必要。この考え方の下、本省令案に則って、関係事業者と協議しつつ具体的な合意の基準について検討していく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合意に基づき選択可能とする間は、いずれの事業者も相手方事業者からビル&amp;キープ方式の採用を強制されるものではないこと</li> <li>・ ビル&amp;キープ方式を採用するときの合意の基準については、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いとならない範囲で、柔軟な運用を可能なものとすべきであること</li> </ul> </li> </ul>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ビル&amp;キープ方式の採用に当たっては、以下の点に留意する必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビル&amp;キープ方式を二社間の合意に基づき選択可能とする間は、指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず、いずれの事業者も相手方事業者からビル&amp;キープ方式の採用を強制されるものではないこと</li> <li>・ 指定設備設置事業者に対して制度的措置として求められている「ビル&amp;キープ方式に合意する条件」については、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いとならない範囲で、柔軟な運用を可能なものとすべきであること</li> </ul> </li> <li>○ 当社としては、ビル&amp;キープ方式を採用するこ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本省令案においては、ビル&amp;キープ方式を採用するときの合意の基準が満たすべき要件が規定されていますが、合意の基準そのものを規定しているものではなく、制度が指定設備設置事業者にビル&amp;キープ方式の採用を強要するものではありません。</li> <li>○ ビル&amp;キープ方式を採用するときの合意の基準については、まずは省令の規定やその趣旨を踏まえ、接続事業者に丁寧に説明しつつ、各指定設備設置事業者において適切に検討すべきものと考え</li> </ul>	<p>無</p>

<p>との合意の基準について、上記の考え方の下、本改正案に則って、引き続き関係事業者間で協議しつつ、具体的な合意の基準について検討していきます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		<p>ますが、本省令案の趣旨等を踏まえれば、当該基準については、公平であるほか、具体的・合理的であることが適当と考えます。</p>	
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本省令案においては、研究会第七次報告書を受け、他の電気通信事業者にも配慮がなされた合理的な整理が施されている。</li> <li>● ビル&amp;キープ方式を採用するときの合意の基準の満たすべき要件について、指定設備設置事業者間で解釈に差異が生じることを防ぐため、協議円滑化ガイドライン等において、より具体的な記述が行われるよう検討を要望。</li> </ul>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今般の「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」においては、ビル&amp;キープ方式の部分的な導入を図るための制度を整備することが適当とする「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書を受け、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に合意の強要を生じさせないための措置を求めることとするとともに、実際に合意すべき事項が具体的に示されており、他の電気通信事業者にも配慮がなされた合理的な整理が施されていると考えます。</li> <li>○ なお、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」において、ビル&amp;キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定められなければならない旨及び満たすべき要件について規定されていますが、指定電気通信設備を設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 意見後段については、総務省において、制度の円滑な導入を図る観点から、必要に応じ、関係事業者に丁寧な説明を行うことが適当と考えます。また、選択可能化後の協議の状況を注視し、必要に応じて、ガイドライン等の見直しを検討することが適当と考えます。</li> </ul>	<p>無</p>



<p>置する電気通信事業者間で基準の解釈に差異が生じる余地が生じることを防ぐため、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」等において、当該要件についてより具体的な記述が行われるよう検討願います。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>			
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定設備設置事業者からのビル&amp;キープ方式採用の申入れに同意しなかった場合に、通常の事業者間精算方式に係る協議においてビル&amp;キープ方式に誘導されることも想定。総務省において協議・合意状況を注視することを要望。</li> <li>● 万が一、ビル&amp;キープ方式の導入の強要が生じ、又は生じるおそれがある事案が散見された場合には、必要に応じて協議円滑化ガイドラインの改定等の追加の措置について検討を行うことを要望。</li> </ul>	再意見7	考え方7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今般の電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の規定は、指定電気通信設備設置事業者(以下、「指定設備設置事業者」といいます。)がその交渉の優位性を背景としたビル&amp;キープ方式の導入の強要が生じないための措置を講じていただいているものと理解をしております。</li> <li>○ しかしながら、これらの規定は主に指定設備設置事業者のビル&amp;キープ方式の合意基準やその基準の公平性に関する事項を定められたものであり、例えば、指定設備設置事業者から非指定事業者に対して合意基準に基づきビル&amp;キープの申入れがあり、非指定事業者が同意しな</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常の事業者間精算方式をとる場合の非指定設備に係る接続料の適正性については、原則として事業者間協議を通じて確保されるべきものと承知しており、本省令案による制度整備後も引き続き、接続当事者間で円滑に協議が行われることが重要と考えます。</li> <li>○ 協議が不調等となった場合には紛争処理スキームを利用することも可能ですが、御意見で指摘されているような「誘導」を指定設備設置事業者が行うことについては、</li> </ul>	無

<p>った場合、現行の事業者間精算方式における非指定事業者の接続料の減額申入れ等を行う等によって、ビル&amp;キープ方式へ誘導されることも想定されます。</p> <p>○ そのため、今後総務省様におかれまして、指定設備設置事業者と非指定事業者との協議・合意状況を注視いただくことを要望致します。</p> <p>万が一、指定設備設置事業者がその交渉の優位性を背景としたビル&amp;キープ方式の導入の強要が生じたり、生じる虞があったりする事案が散見された場合には、必要に応じて「協議円滑化ガイドライン」の改定等の追加の措置についてご検討いただくことを要望致します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>		<p>本省令案の趣旨に照らしても適切ではないと考えます。</p> <p>○ いずれにせよ、総務省において、選択可能化後の協議の状況を注視し、必要に応じて、ガイドライン等の見直しを検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見8</p> <p>● 指定設備接続約款に規定される事項について、自社に優位な条件を恣意的に設定し、立場の弱い会社に導入を強いることが想定。総務省においては、研究会等において妥当性を検証し、恣意的な設定を排除する必要。</p>	再意見8	考え方8	
<p>○ 指定設備設置事業者が自社の接続約款に記載する任意事項(具体的なトラヒック・接続の数量条件)については指定設備設置事業者の裁量に委ねられていることから、設備設置事業者にとって優位な条件を恣意的に設定し、立場の弱い会社に対してビル&amp;キープ導入を強いることが想定されるのではないかと。</p> <p>○ そのため、指定設備設置事業者が自社の接続約款に具体的なトラヒック・接続の数量条件等を設定する際は、必ず総務省の接続料の算定等に</p>		<p>○ ビル&amp;キープ方式を採用するときの合意の基準としてどのようなものが規定されるかにかかわらず、他の電気通信事業者は、当該指定設備設置事業者との間で通常の事業者間精算方式を継続することが可能となっていることから、御指摘のような「導入を強いること」が直ちに想定されないと考えますが、いずれにせよ、指定設備</p>	無

<p>関する研究会等においてそれらの妥当性を検証（同等の確認等）を経て、事業者の恣意的な設定を排除する必要があるのではないか。 （個人B）</p>		<p>設置事業者が「導入を強いること」は、本省令案の趣旨に照らして適切ではないと考えます。</p> <p>○ 総務省においては、必要に応じて、選択可能化後の協議の状況を注視することが適切と考えます。</p>	
---	--	---	--

利用者料金との関係等

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ビル&amp;キープ方式を選択可能とする場合には、エンドエンド料金の維持が本来あるべき。一方、本省令案により、指定設備設置事業者においてもビル&amp;キープ方式の導入が可能となることは、同方式の推進に資するものとして賛同。</li> <li>● ただし、本制度整備が実質的な料金規制として機能し、利用者料金設定の自由度が損なわれることで、結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要。</li> <li>● 指定設備設置事業者が着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結することが、指定設備設置事業者から接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意することを要望。</li> <li>● トラヒック・ポンピングについては、本制度整備を踏まえ、速やかに「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(以下「裁定方針」という。)を改定し、適正原価・適正利潤や近似的に他の費用等を用いる算定が困難な場合に、ビル&amp;キープ方式を採用できるようにすべき。</li> <li>● 将来的には原則化を行い、公正競争を促進するとともにビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべき。原則化により、低廉で使い</li> </ul>	<p>再意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本制度整備による新たな料金設定等は、現制度下において指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とするための措置であり、ビル&amp;キープ方式を選択するにあたって、新たに料金規制のようなものを課す趣旨ではないと理解。</li> <li>● ビル&amp;キープ方式をぶつ切りでの料金設定とし、着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むという整理は、事業者による利用者料金設定の自由度が制限されること及びエンドエンド料金設定が一般的であることから不適切であり、エンドエンド料金設定をベースとしたビル&amp;キープ方式が本来あるべき姿であるという意見に賛同。必要であれば法改正も含めた対応をすべき。</li> <li>● 原則化に反対等の意見(再意見1中ソフトバンク株式会社再意見と同旨)。</li> <li>● トラヒック・ポンピングについて、裁定方針にビル&amp;キープ方式を採用できるよう規定を追加することは、裁定方針の趣旨が適正な原価を回収するためのものであること、ビル&amp;キープ方式は接続当事者間の合意に基づき選択可能とすることが適当であること等から適切ではない。</li> </ul>	<p>考え方9</p>	

<p>やすい料金の実現を目指す。</p> <p>● ショートメッセージサービスをビル&amp;キープ方式の対象に含めることを要望。</p>			
<p>○ 当社は、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づき、「ビル&amp;キープ方式」を選択可能とする場合(以下「選択的ビル&amp;キープ方式」)において、発信側事業者が通話料に関する料金設定権をエンドエンドで設定する方式(所謂「エンドエンド料金設定」)を維持することが制度として本来あるべき姿であると考えます。一方で、本制度整備による新たな料金設定等により、指定設備設置事業者においてもビル&amp;キープ方式の導入が可能となることについては、同方式の推進に資するものとして賛同いたします。</p> <p>○ ただし、本制度整備が着信側の電気通信事業者に対して実質的な料金規制として機能し、利用者に対する料金設定の自由度が損なわれることで結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要と考えます。</p> <p>○ さらに、指定設備設置事業者が着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結すること自体は、制度の運用にあたり必要な措置であり、指定設備設置事業者から接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、トラヒック・ポンピングは、喫緊の解決が</p>	<p>○ 左記意見<small>(注:意見9(株式会社NTTドコモ意見)1点目及び2点目)</small>のとおり、本制度整備による新たな料金設定等は、現制度下において指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とするための措置であり、ビル&amp;キープ方式を選択するにあたって、新たに料金規制のようなものを課す趣旨ではないと理解しております。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ ビル&amp;キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&amp;キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&amp;キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&amp;キープ方式を強要することは無理があると思われる。選択制とすることが良い。その上で、ビル&amp;キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&amp;キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&amp;キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等</p>	<p>○ 意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本省令案におけるビル&amp;キープ方式の位置付けは、指定設備との接続において新たな事業者間精算方式を選択肢に加えるものであって、利用者料金設定の自由度を損なうものにはならないと承知しています。</p> <p>○ トラヒック・ポンピングは速やかな解決を要する問題であるものの、総務省においては、研究会第七次報告書の考え方などを踏まえ、まずはトラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えます。なお、裁定方針は同研究会での過去の議論も踏まえ「個別的ではない、接続料についての基本的な考え方」について「裁定があった場合の考え方」を総務省が前もって示したものであると承知しており、選択可能となったビル&amp;キープ方式を裁定方針に採り入れることの適否については、方針策定の趣旨を踏まえて検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>必要な政策課題であり、協議及び意見申出で解決しない場合は、接続料の適正性について裁定申請を行うことが考えられますが、本制度整備を踏まえ、速やかに「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成30年1月公表)を改正し、適正原価・適正利潤や近似的に他の費用等を用いる算定が困難な場合に、ビル&amp;キープ方式を採用できるようにすべきと考えます。</p> <p>○ 将来的には、ビル&amp;キープ方式の原則化を行い、事業者間における公正競争を促進するとともにビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべきと考えます。</p> <p>当社は、ビル&amp;キープ方式の原則化により、低廉で使いやすい料金の実現を目指します。</p> <p>○ なお、本制度整備案では、音声伝送役務に係るビル&amp;キープ方式のみを対象としておりますが、ショートメッセージサービスは、発信側事業者が発信及び着信の電気通信役務において、利用者に対する料金を設定し、着信側事業者に対して接続料を支払うという音声伝送役務と同様の構造であるため、ビル&amp;キープ方式の対象に含めていただきたいと考えます。</p> <p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<p>に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&amp;キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&amp;キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案についてはあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&amp;キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&amp;キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといっ</li> </ul>	<p>○ ビル&amp;キープ方式の原則化に関する御意見については、考え方1の後段のとおりです。</p> <p>○ ショートメッセージサービスに関する御意見については、本省令案に係るこれまでの議論では、専ら電話等の音声サービスにおけるビル&amp;キープ方式が念頭にあったと承知しており、その他のサービスに係る接続におけるビル&amp;キープ方式の取扱いについては、関係事業者の意見も踏まえつつ、総務省において、必要に応じて検討することが適当と考えます。</p>
---	--	---

	<p>たルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ビル&amp;キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点（特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる）</li></ul> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ ビル&amp;キープ方式の原則化については前述のとおり適切ではないと考えますが、今回の省令案である指定設備設置事業者におけるビル&amp;キープ方式の選択を可能とするために、ぶつ切りでの料金設定（相互に接続する各事業者がそれぞれ自網にかかる部分の利用者料金を設定）とし、着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むとする整理は、事業者によるユーザ料金設定（従量料金とするか、基本料金とするか等）の自由度が制限されること及びエンドエンドでの料金設定（特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した利用者料金を設定）が一般的であることから不適切と考えます。</p> <p>従いまして、エンドエンドでの料金設定をベースとしたビル&amp;キープ方式が本来あるべき姿</p>		
--	---	--	--

	<p>であるというNTTドコモ殿の意見に賛同であり、その実現のために、必要であれば電気通信事業法の改正も含めた法的対応をすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成30年1月16日公表。以下「裁定方針」という。)には既に裁定における基本方針として「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」や「近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いること」が定められていますが、裁定方針にビル&amp;キープ方式を採用できるように規定を追加することは以下から適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針の趣旨は、あくまで当事者間で取得または負担すべき金額について協議が整わない場合に適正な原価を回収するためのものであること</li> <li>・ 接続料の算定等に関する研究会で整理されたとおり、ビル&amp;キープ方式は接続当事者間の合意に基づき選択可能とすることが適当であること</li> <li>・ 指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&amp;キープ方式の強要が生じないための措置を講じる必要性から、合意の基準を接続約款に定めなければならないとされていること</li> </ul> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
--	--	--	--



<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ビル&amp;キープ方式をぶつ切りでの料金設定を前提として整理する場合、本省令案のように利用者料金の設定方法の制限が必要と認識。着信側事業者の請求する料金を着信側利用者に請求する基本料金に含む場合、着信数が少ない利用者にも着信数が多い利用者分のコストも含めて等しく負担いただくことになるが、本来、このような利用者料金の設定方法は事業者が決めるべきであり、省令で規定すべきではない。</li> <li>● 利用者料金の設定方法を省令で制限する必要のないエンドエンド料金設定を前提としたビル&amp;キープ方式が実現できるよう、必要であれば法改正も含めた対応をすべき。</li> </ul>	<p>再意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ビル&amp;キープ方式の選択可能化は、指定設備設置事業者におけるビル&amp;キープ方式の推進に資するものであり、早期に導入すべき。</li> <li>● 本制度の運用状況について事業者間の認識の齟齬等が生じないよう、必要な注視を行いつつ、仮に問題が発生すれば速やかに必要な措置を講じることとした上で、選択的ビル&amp;キープ方式を早期に導入することが適当。</li> <li>● ビル&amp;キープ方式の原則化により、低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えであり、本制度整備を受け、原則化のステップとして、部分的な導入を促すため、協議を進めていく考え。</li> </ul>	<p>考え方10</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ビル&amp;キープ方式をぶつ切りでの料金設定(相互に接続する各事業者がそれぞれ自網にかかる部分の利用者料金を設定)を前提として整理する場合、省令案のように着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むというようなユーザ料金の設定方法の制限が必要になると認識しています。加えて、着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むこととした場合、着信数が少ないユーザにも着信数が多いユーザ分のコストも含めて等しく負担いただくことになる認識です。本来このようなユーザ料金の設定方法(従量料金とするか、基本料金とするか等)は事業者が決めるべきものであり、省令で規定すべきものではないと考えています。</li> <li>○ ユーザ料金の設定方法を省令で制限する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づき、「ビル&amp;キープ方式」を選択可能とする方式(以下「選択的ビル&amp;キープ方式」)は、指定設備設置事業者におけるビル&amp;キープ方式の推進に資するものであるため、当社は、今回の制度整備により選択的ビル&amp;キープ方式を早期に導入すべきと考えます。</li> <li>○ 今回の制度整備内容の運用状況について、これまでの事業者間の利用者料金設定に係る慣行とは異なりますが、指定事業者・非指定事業者間の認識の齟齬等が生じないよう、必要な注視を行いつつ、仮に問題が発生するようであれば、速やかに必要な措置を講じることとした上で、選択的ビル&amp;キープ方式を早期に導入すべきと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本省令案におけるビル&amp;キープ方式の位置付けは、指定設備との接続において新たな事業者間精算方式を選択肢に加えるものであって、利用者料金設定の自由度を損なうものにはならないと承知していますが、御意見については、総務省における今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</li> <li>○ 再意見については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上段については、本省令案に賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 中段については、制度の円滑な導入を図る観点から、必要に応じ、総務省において関係事業</li> </ul> </li> </ul>	<p>無</p>

<p>のないエンドエンドでの料金設定(特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した利用者料金を設定)を前提としたビル&amp;キープ方式が実現できるよう、必要であれば電気通信事業法の改正も含めた法的対応をすべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 当社は、ビル&amp;キープ方式の原則化(以下「原則的ビル&amp;キープ方式」)により、低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えですが、今回の制度整備を受け、原則的ビル&amp;キープ方式に向けたステップとして、まずはビル&amp;キープ方式の部分的な導入を促すため、事業者間における協議を進めていく考えです。 (株式会社NTTドコモ)</p>	<p>者に丁寧な説明を行いつつ、選択可能化後の協議の状況を注視することが適当と考えます。 ・ 下段については、考え方1の後段のとおりです。</p>	
<p>意見11 ● 通話料が事業者間協議の結果に左右されることは、利用者・業界全体に混乱を招くおそれ。 ● IP電話事業者は基本料を設定しておらず、新たに基本料(相当)を設定することは利用者目線でも困難。基本料に限ることなくコストを回収できるスキームを許容することを可能とすべき。</p>	<p>再意見11 ● 再意見10に同じ</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ 従来、発信事業者側がエンドーエンド間で設定していた料金設定が、A社役務区間=A社料金設定区間となることで、極論ではあるが、ビル&amp;キープ方式を適用した事業者(仮にB社とする)への着信については、A社側は通話料を、例えば固定なら約8円/3分のところ、約4円/3分にすることも理論上は可能になる。 ○ 一方、ビル&amp;キープ方式を適用しない(できない)事業者(仮にC社とする)があった場合、A社側はC社へ着信する料金を、そのまま約8円/3分とすることが想像される。こうなった場合、C社は競争上の不利益を被ることになる。通話料が各事業者間の協議結果(ビル&amp;キープ方式の適用有無)に左右されることは、一般ユーザあるいは業界全体に混乱を招く恐れがある。</p>	<p>○ 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づき、「ビル&amp;キープ方式」を選択可能とする方式(以下「選択的ビル&amp;キープ方式」)は、指定設備設置事業者におけるビル&amp;キープ方式の推進に資するものであるため、当社は、今回の制度整備により選択的ビル&amp;キープ方式を早期に導入すべきと考えます。 ○ 今回の制度整備内容の運用状況について、これまでの事業者間の利用者料金設定に係る慣行とは異なりますが、指定事業者・非指定事業者間の認識の齟齬等が生じないよう、必要な注視を行いつつ、仮に問題が発生するようであれば、速やかに必要な措置を講じることとした上で、選択的ビル&amp;キープ方式を早期に導</p>	<p>○ 意見上段及び中段について、利用者料金の設定等については、各電気通信事業者において適切に判断等すべきものと承知しています。 ○ ビル&amp;キープ方式に合意した接続事業者に着信する通信と、合意していない接続事業者に着信する通信で通話料を同一とすることは問題なく、また、接続事業者に支払うべき接続料の差があるなど、合理的と認められるコスト差を反映して通話料に格差が生じることは問題ないと考えられますが、総務省においては、利用者</p>	<p>無</p>

<p>○ ビル&amp;キープ方式を適用した事業者B社の場合、基本料(相当)でコストを回収することになるが、多くのIP電話事業者は基本料を設定しておらず、新たに基本料(相当)を設定することは、ユーザ目線からも困難であることから、このような会社にとって今回の改定案ではコスト回収ができず、競争上の不利益を被ることになる。こういった場合には基本料に限ることなくコストを回収できるスキームを許容することを可能とすべきである。</p> <p>(株式会社アイ・ピー・エス・プロ・株式会社コムスクエア)</p>	<p>入すべきと考えます。</p> <p>○ 当社は、ビル&amp;キープ方式の原則化(以下「原則的ビル&amp;キープ方式」)により、低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えですが、今回の制度整備を受け、原則的ビル&amp;キープ方式に向けたステップとして、まずはビル&amp;キープ方式の部分的な導入を促すため、事業者間における協議を進めていく考えです。</p> <p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<p>の混乱が生じていないかなど、選択可能化後の利用者料金の動向等について注視することが適当と考えます。</p> <p>○ 意見下段については、「基本料に限ることなくコストを回収できるスキーム」の意味するところが明らかではありませんが、当該規定は、いわゆる「着信通話料」を想定しない趣旨であり、ビル&amp;キープ方式を採用する場合に、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&amp;キープ方式を採用できないという趣旨ではないと承知しています。</p> <p>また、いわゆる「着信通話料」の設定については、利用者が予見し得ない形で従量制料金の課金を行う料金形態であり、本制度整備以降においても、国民等利用者の理解も得られないと考えられます。</p> <p>○ 再意見については、考え方10のとおりです。</p>	
<p>意見12</p> <p>● 利用者料金の設定について、発信側・着信側双方の利用者の混乱が生じない対応が必要であり、その対応は、指定設備設置事業者・非指定事業者を問わず実施すべき。この点、協議円滑化ガイドラインにおける非指定事業者に係る規定</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>	

に賛同。			
<p>○ ユーザ料金の設定については、料金設定事業者の判断で設定すべきものと考えますが、ビル&amp;キープ方式の導入においては、通話サービスを利用するユーザ(発信側・着信側双方)の混乱が生じないような対応が必要であり、その対応については、指定事業者・非指定事業者を問わず実施すべきと考えます。</p> <p>○ この点、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に、「非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&amp;キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい」と規定いただいている点について、当社としても賛同します。 (東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		<p>○ 本省令案等を踏まえた事業者間精算方式の変更については、従前からの利用者対応の在り方を変更するものではなく、これを行う電気通信事業者にあつては、契約約款等の規定の整理も含め、適切な利用者対応を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>○ また、非指定設備間の接続において、本省令案と異なる整理でビル&amp;キープ方式を導入することも可能ですが、電気通信事業者間の接続協議の簡素化等の観点から、ガイドラインにおける位置づけを参考に検討されることが望ましいと考えます。</p>	無
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ビル&amp;キープ方式では発信事業者の(料金設定)区間が半分になるので、通話料も半分になることを期待。</li> <li>● 基本料がない会社がビル&amp;キープ方式になって、新たに基本料が発生することを懸念。</li> </ul>	再意見13	考え方13	
<p>○ ビル&amp;キープ方式になれば、発信事業者の区間が半分になるので、通話料も半分になることを期待する。</p> <p>○ 私が加入している電話会社には基本料がないので、その会社がビル&amp;キープ方式になって、新たに基本料が発生すると困る。</p>		<p>○ 総務省においては、選択可能化後の利用者料金の状況等を注視していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、本省令案は、いわゆる「着信通話料」を想定しない趣旨であり、協議円滑化ガイドラインの改</p>	無

(個人A)		定案のとおり、利用者料金の体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではないと承知しています。	
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本省令案における利用者料金の取扱いについて、どのような議論を経て整理されたのか開示される必要。</li> <li>● ビル&amp;キープ方式の導入により、基本料が0円又は安い電話サービスの基本料が値上げされることはないのか。</li> </ul>	再意見14	考え方14	
<p>○ ビル&amp;キープを導入する際の着信側の料金の取扱いについては、総務省の関連するホームページで確認するも経緯が確認できなかったため、どのような議論を経て今回のような整理になったのか、開示される必要があるのではないかと。</p> <p>○ また、ビル&amp;キープが導入されることで、通話料の値下げにつながるかもしれないが、基本料が0円やインターネットサービスのオプションとして安い基本料で利用できる電話サービスの基本料が値上げされることはないのか。(私の使っている規模が小さい会社のサービスの基本料が値上がりになるかが不安…)</p> <p>(個人B)</p>		○ 利用者料金に関する整理については考え方10の前段のとおりですが、本整理については、研究会の結論も踏まえ、総務省において検討した結果を反映したものと承知しています。	無
意見15	<p>再意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 選択可能化に賛同するが、事実上の強制がされることのないよう、総務省は注視する必要。プランによっては、消費者に影響を与える</li> </ul>	考え方15	

	<p>可能性が十分考えられるため、国民に周知する必要。</p> <p>● ショートメッセージサービスもビル&amp;キープ方式の対象に加えることに賛同。</p>		
-	<p>○ ビルアンドキープ選択可能化は賛同致しますが、一種と二種電気通信設備設置事業者が圧倒的な交渉力を有することから事実上の強制される事のないよう、総務省は注視する必要があると考えます。</p> <p>○ 電気通信プランによっては着信時の料金等で消費者に影響を与える可能性が十分考えられるため、国民に周知する必要があると思います。</p> <p>○ 最後、NTTドコモの意見にあるように、ショートメッセージサービスもビルアンドキープの対象に加える事に私も賛同します。 (個人C)</p>	<p>○ 本省令案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 再意見上段及び中段については、総務省において、選択可能化後の協議の状況や利用者料金の状況等を注視していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 再意見下段については、考え方のとおりです。</p>	無

以上